解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月八日開催の臨時総会の決議により同年三月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十一日
横浜市瀬谷区瀬谷五丁目一四番地の九
ハイム芝本二〇一
特定非営利活動法人はあとふる
清算人　佐藤真由美

解散公告（第二回）

当財団は、平成二十二年三月三十一日寄附行為第三十条の規定により存立期間を満了解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十一日
滋賀県大津市打出浜二番一号
財団法人滋賀県勤労者福祉協会
代表清算人　下戸　薫

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十一日
兵庫県尼崎市開明町二丁目一番地一
財団法人尼崎市婦人共励会
代表清算人　後藤　嘉子

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十一日
奈良県吉野郡吉野町大字山口九八番地
財団法人山口自治会
清算人　川端　喜一

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年三月三十一日三原市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十一日
広島県三原市新倉三丁目一番四号
三原市新倉土地区画整理組合
代表清算人　井上　裕幸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十二月三十一日開催の社員総会の決議並びに徳島県知事の認可により、平成二十二年三月八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十一日
徳島県徳島市国府町芝原字天満八九番地
医療法人斎藤医院
清算人　齋藤　百代

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十一日
長崎県島原市新山一丁目八六〇四番地二
特定非営利活動法人湧水会クラブ
清算人　白石　貞幸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年一月十五日開催の理事会の決議及び大分県知事の認可により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十一日
大分県中津市大字下池永字深町八三番地の一
職業訓練法人中津情報処理学園
清算人　山田　昌道

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為に定める存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十一日
宮崎県宮崎市広島二丁目一番三一号
財団法人宮崎太陽中小企業振興会
代表清算人　宮田　穂積

解散公告（第三回）

当法人は、臨時社員総会の決議により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十一日
宮城県名取市増田字柳田二四四番地
社団法人名取・岩沼医師会
清算人　青木　恭規

解散公告（第三回）

当協会は、平成二十二年四月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当協会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十一日
東京都新宿区本塩町八番地の二
特定非営利活動法人全国認知症グループホーム協会
清算人　木川田典彌

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月二十六日開催の第十五回総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十一日
東京都千代田区紀尾井町六番五号
特定非営利活動法人紀尾井シンフォニエッタ東京　代表清算人　町田　龍一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日の存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十一日
兵庫県西宮市池田町八番一一号
財団法人西宮市水道サービス協会
清算人　中野　司朗

解散公告（第三回）

当協会は、平成二十二年一月十三日開催の臨時総会の決議により平成二十二年三月三十一日付けをもって解散したので、当協会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十一日
鳥取市東町一丁目二二〇
社団法人鳥取県家畜畜産物衛生指導協会
代表清算人　福田　豊

第35期決算公告

平成22年3月31日　千葉県船橋市行田1丁目50番1号
株式会社岩城ハウスウエア
代表取締役　倉田　隆一

貸借対照表の要旨　（平成21年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,572,148	流動負債	2,064,749
固定資産	30,960	固定負債	90,928
繰延資産	36,180	**負債合計**	**2,155,677**
		株主資本	△ 518,151
		資本金	88,000
		資本剰余金	△ 606,151
		利益準備金	2,720
		その他利益剰余金	△ 608,871
		（うち当期純損失）	（45,018）
		評価・換算差額等	1,762
		その他有価証券評価差額金	1,762
		純資産合計	△ 516,389
資産合計	1,639,288	**負債・純資産合計**	1,639,288